

農地を相続した場合は
手続きが必要です

問 松浦市農業委員会

☎内線231

相続等により農地を取得したときは、農業委員会へ届けることが義務づけられています。

【届出が必要な人】

農地を相続した人

【届け出の期間】

権利を取得した日から10カ月以内

【必要な物】

①印鑑

②相続登記が完了したことを証する登記事項証明書

※農業委員会では、相続した人が松浦市を離れ、農地の管理ができない場合や、自分で農地の手入れができない場合に、農地の管理についての相談や、市内で農地の借り手を探すなどのお手伝いをしていきます。
詳しくは、お問い合わせください。

地籍調査の実施について

問 建設課国土調査係

☎内線205

松浦市では、国土調査法に基づき、地籍調査を実施しています。

【調査対象地区】

今年度は志佐町里免、御厨町相坂免のそれぞれ一部において現地調査を実施します。

【調査について】

一筆ごとに現地と法務局の字図を照らし合わせながら、土地の境界や地番、地目などの調査を行います。その際、土地所有者に境界立会いをお願いし境界杭を設置します。また、必要に応じて分筆・合筆、地目変更などの聞き取りを行います。
※調査には長い年月を要します。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

松浦市民文化祭の
出品者を募集します

問 生涯学習課社会教育係

☎内線340

松浦市民文化祭【作品展示】高校・一般の部の出品者を募集します。

【開催日】

9月12日(土)～13日(日)

【場所】

文化会館ふれあいホール

【出品資格】

原則として、15歳以上で市内に在住または在学・通動していること。

【出品内容】

書、絵画、写真、俳句、短歌、手芸、工芸、生花など1人2点以内とし、自作のものに限る。

【申込期限】

8月14日(金)

【提出先】

申込書に必要事項を記入の上、生涯学習課および福島・鷹島分室、各市立公民館に提出してください。
※申込書は提出先に設置しています。

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です！！

問 福祉事務所 ☎内線189

『社会を明るくする運動』は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

本年は、「**犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ**」強調月間とし、安全で安心して暮らせる明るい社会づくりを目指して、地域に根差した運動を展開します。犯罪のない明るい社会の実現のため、市民皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【この運動が目指すこと】

- ①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- ②犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

【この運動において力を入れて取り組むこと】

- ①犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護を、広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取組
- ②保護司、更生保護女性会会員等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取り組み
- ③犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に支え手として加わってもらうための取り組み
- ④民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取り組み
- ⑤犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取り組み

海水浴場の水質検査結果

問 市民生活課生活環境係
☎内線 142

松浦市では、次の場所での水質検査を行いました。

- ・大崎海水浴場（御厨町）
- ・宝の浜海水浴場（星鹿町）
- ・初崎海水浴場（福島町）
- ・白浜海水浴場（鷹島町）

検査の結果、どの海水浴場も水質に問題はありませんでした。

大浜海岸の水質検査を行いました

問 上下水道課下水道施設係
☎内線 183

松浦水きよら館北側海岸の水質検査を行いました。検査の結果、水質に問題なく、安全であることが確認されました。

飛沫防止用シートに係る火災予防について

問 消防本部消防課予防係
☎0956-72-1211

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、レジカウンスター等への飛沫防止用シートの設置が増えています。設置される場合は、左記の点に注意をお願いします。

【注意点】

- ① 火気使用設備・器具・白熱電球等の熱源となるものから距離をとる。
- ② スプリンクラー設備の散水障害とならない位置に設置し、自動火災報知設備の感知器の未警戒部分が生じないようにする。
- ③ 避難の支障とならないよう設置する。
- ④ 必要に応じて難燃性のものか、不燃性のものの使用を検討する。



後期高齢者医療保険料改定のお知らせ

問 長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎095-816-3930 問 健康ほけん課国保・年金係 ☎内線 126

被保険者の皆さんが納付する保険料は2年ごとに見直すことになっており、令和2～3年度の保険料は下記のとおりになりました。

○保険料・賦課限度額について（年額）

	所得割率 ※被保険者の所得に応じて負担	均等割額 ※被保険者が等しく負担	賦課限度額 ※年税額の最高限度額
令和2年～3年度 (平成30～令和元年度)	8.98% (8.67%)	47,200 円 (45,800 円)	64 万円 (62 万円)

年間保険料
(限度額 64 万円)

=

均等割額
47,200 円

+

所得割額
(前年中の総所得金額等－基礎控除額 33 万円)
× 8.98% (所得割率)

○均等割額について

同一世帯内の被保険者および世帯主の 総所得金額等の合計	軽減割合	軽減後の均等割額
33 万円以下	7.75 割 前年度 8.5 割	10,600 円
33 万円以下且つ、世帯の被保険者全員が 年金収入 80 万円以下	7 割 前年度 8 割	14,100 円
33 万円 + (28 万 5 千円 × 被保険者数) 以下 ↑ 前年度 28 万円	5 割	23,600 円
33 万円 + (52 万 × 被保険者数) 以下 ↑ 前年度 51 万円	2 割	37,700 円

所得の低い人の均等割額 5 割・2 割軽減の対象となる基準額が拡大されます。

※軽減割合は同一世帯の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等（分離所得の合計）の合計額で判定します。